

＼ 工事着工前にご相談ください！ ／

安曇野市空き店舗等改修事業

空き店舗・空き倉庫・空き家を活用して事業を開始する際の改修費の一部を補助します

対象経費

市内の施工業者を利用した際の
空き店舗等の改修費
付帯施設の設置に要する経費

対象外：設計監理委託料、備品購入費

補助額

対象経費(税抜き)× $\frac{3}{10}$ (上限 50 万)

補助要件

以下の要件を全て満たす必要があります

対象者

- 市税の滞納がない方
- 事業に必要な許可等を取得している方
- 空き店舗等の所有者が2親等以内の親族又は生計を一にする親族でない方
- 市内に店舗を有していない又は市内に有する店舗を引き続き使用する方で、新たに店舗等を所有又は賃借し事業に活用する方

対象事業

- 午前 10 時から午後 3 時までの時間が営業時間に含まれること
- フランチャイズ方式等による画一的な営業を行うものではないこと
- 店舗内の大部分が事務所又は倉庫として利用されるものではないこと
- 申請の同一年度内に工事が完了し、開業すること
- 開業後 2 年以上継続して営業することが見込まれること

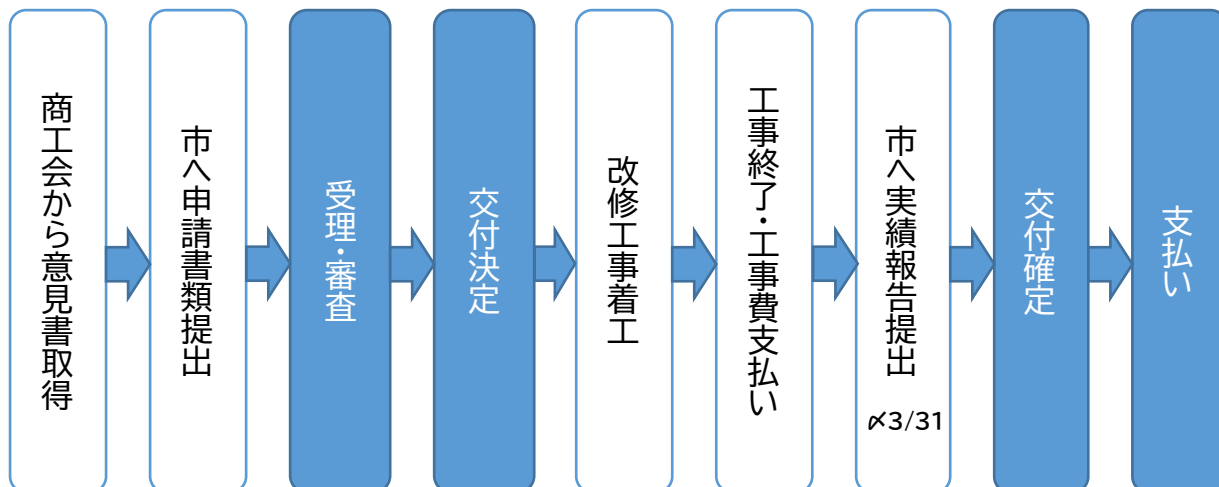
対象店舗等

- 市内に住所のある空き家、空き店舗、空き倉庫であること
- 前の入居者が退去した後、又は物件が完成した後
3 カ月を経過しても入居者の決まらない物件であること
- 店舗の営業部分が 1 階であること、
又は 1 階と同程度の集客につながるとみとめられること
- 空き店舗等の売場面積が 1 千平方メートル以下であること、
又は大型商業施設内のテナント型店舗ではないこと

その他

- 市内施工業者(市内に住所又は事業所を有する者)の工事であること
- 工事着工前であること ※交付決定前の着工は対象外です

申請の流れ



申請に必要な書類

- 事業計画に関する意見書★(商工会の経営指導員に作成依頼をしてください)
- 補助金交付申請書★
- 滞納がないことを確認できる納税証明書(市外在住者のみ)
- 住民票の写し又は外国人登録記載事項証明書(法人は代表者のみ)
- 空き店舗等の賃貸借又は売買契約の写し
- 事業に必要な許可等の写し(許認可を必要とする業種のみ)
- 工事着工前の写真
- 工事の内容がわかる見積書及び図面の写し
- 履歴事項全部証明書(会社の登記簿)及び定款の写し(法人のみ)

実績報告に必要な書類

申請年度の同年度末までに提出する必要があります

- 実績報告書★
- 工事完了後の写真
- 領収書又は工事費用の支払い状況がわかる書類の写し

★市役所のホームページに様式がございますのでご利用ください

お問い合わせ

安曇野市役所 本庁舎3階3番窓口
商工観光スポーツ部 商工労政課 商工労政担当
〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地
TEL:0263-71-2041 FAX:0263-72-1340
Mail : shokorosei@city.azumino.nagano.jp